

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-17994

(P2019-17994A)

(43) 公開日 平成31年2月7日(2019.2.7)

(51) Int.Cl.

A47G 29/10
E05B 19/00(2006.01)
(2006.01)

F 1

A 47 G
E 05 B29/10
19/00

テーマコード(参考)

A

3 K 1 O O
F

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2018-125794 (P2018-125794)
 (22) 出願日 平成30年7月2日 (2018.7.2)
 (31) 優先権主張番号 106123124
 (32) 優先日 平成29年7月11日 (2017.7.11)
 (33) 優先権主張国 台湾(TW)

(71) 出願人 518235170
 ハオス カンパニー, リミテッド
 HAOS CO., LTD.
 英領ヴァージン諸島 トルトラ ロードタ
 ウン, ピー. オー. ボックス 4342,
 チェインバーズ, インターショア
 Intershore, Chambers,
 P. O. Box 4342,
 Road Town Tortola,
 British Virgin Islands
 (74) 代理人 100091683
 弁理士 ▲吉▼川 俊雄
 (74) 代理人 100179316
 弁理士 市川 寛奈

最終頁に続く

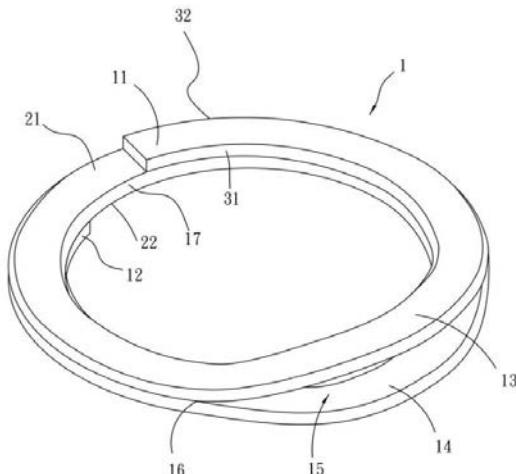
(54) 【発明の名称】二重キーリング構造

(57) 【要約】 (修正有)

【課題】使用者が簡単に力をかけて挿入口を開くことができる二重キーリング構造を提供する。

【解決手段】リング体1は第一端11及び第二端12を有し、前記第一端11及び第二端12は前記リング体1の上部及び底部に位置されると共に互いに重複しない。前記リング体1は第一押圧部13及び第二押圧部14を有し、前記第一押圧部13及び第二押圧部14はリング体1に対して反り曲がり、前記第一押圧部13及び第二押圧部14の位置は互いに対応し合うと共にギャップ15が形成される。前記第一押圧部13及び第二押圧部14の両側には前記リング体1に沿って形成される、貼り合わせ箇所に応力点16がそれぞれ形成され、これら前記応力点16は前記第一押圧部13及び第二押圧部14が押圧された後に支持させる支持点により、第一端11及び第二端12が連動されて挿入口が同時に形成され、装着するキーが挿入される。

【選択図】図1



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

螺旋状に構成される二層のリング体であり、第一端及び第二端を有するリング体であって、前記第一端及び第二端は前記リング体の上部及び底部に位置されると共に互いに重疊せず、前記リング体は第一押圧部及び第二押圧部を有し、前記第一押圧部及び第二押圧部はリング体に対して反り曲がり、前記第一押圧部及び第二押圧部の位置は互いに対応し合うと共にギャップが形成され、前記二重キーリング構造の前記二層のリング体の第一リングの前記第一押圧部を超過する部分は前記二重キーリング構造の前記二層のリング体の第二リングの前記第二押圧部を超過する部分に緊密に当接され、前記第一押圧部及び第二押圧部の両側には前記リング体に沿って形成される、貼り合わせ箇所に応力点がそれぞれ形成され、これら前記応力点は前記第一押圧部及び第二押圧部が押圧された後に支持させる支持点により、第一端及び第二端が連動されて挿入口を同時に形成させることを備え、ここでは、前記リング体は前記リング体の長さに沿って均等な厚さ及びほぼ矩形を呈する断面を有する材料で製造され、第一フラット面及び第二フラット面は前記リング体の前記長さに沿って前記第一端から前記第二端まで延伸され、前記第二フラット面は前記第一フラット面に対応させ、
また、前記リング体の前記第一端及び前記第二端が前記リング体の中間部に係合されると、前記第一端及び前記第二端が両平面に位置されて互いに間隔が空けられ、前記間隔は前記リング体の前記厚さに等しくなることを特徴とする二重キーリング構造。

【請求項 2】

前記第一端及び前記第一押圧部は前記第一リングに形成され、前記第二端及び前記第二押圧部は前記第二リングに形成され、前記第一押圧部及び第二押圧部並びに前記第一端及び第二端はリング体の対応する位置に位置されることを特徴とする請求項 1 に記載の二重キーリング構造。

【請求項 3】

前記第一押圧部及び第一端は同一の平面に位置され、前記第二押圧部及び第二端は同一の平面に位置されることを特徴とする請求項 1 に記載の二重キーリング構造。

【請求項 4】

前記リング体は剛性材質で螺旋状に構成されることを特徴とする請求項 1 に記載の二重キーリング構造。

【請求項 5】

前記リング体は第一端または第二端から前記リング体内部に挿入される距離はリング体に沿って 180 度巻回される距離であることを特徴とする請求項 1 に記載の二重キーリング構造。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、リングバックル (ring buckle) に関し、更に詳しくは、キーの装着及び収納に用いられるキーリング構造に関する。

【背景技術】**【0002】**

日常生活が便利になるにつれ、人々は皆機能の異なる複数のキーを持ち歩くようになっている。例えば、家の鍵、部屋の鍵、車のキー、会社のキー、他の様々なキー等がある。キーの取り扱い及び収納を便利にするため、多くの人々が複数のキーを一縒めにして 1 つのキーリングに装着し、取り出して使用しやすくしている。

【0003】

このような利便性を満たすため、様々なキーリングやキー ホルダーの設計が生み出された。様々な種類のキー構造及び材質に対応し、同時に耐久性を兼ね備え、異なる装着構造を有している。

【先行技術文献】

10

20

30

40

50

【特許文献】

【0004】

【特許文献1】米国特許出願第8,464,564号明細書

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかしながら、従来の特許文献では、例えば、圧縮ギャップ付きキーリングこと発明が記載されている（例えば、特許文献1参照）。この設計の目的は、このような従来の耐久性が高いキーholderを開く場合、指の爪をキーholderの切り欠きに引っ掛けて開かねばならないため、力が要る上に爪が割れる等の欠点があった。

10

【0006】

特許文献1にはギャップを圧縮するキーholder構造が記載されているが、その構造の設計は圧縮方式により開口部を跳ね起こし、装着されるキーを自由に取り出す或いは挿入させることができる。然しながら、その構造は圧縮設計に適うが、リング構造には一層の板体を増設させて圧縮力を掛ける必要があり、このため、キーがリング内に挿入された後にリング体に沿って2周半以上の距離を巻回させねばキーが挿入されなかった。これでは設計が複雑であり、利便性も不足している。

【0007】

そこで、本発明者は上記の欠点が改善可能と考え、鋭意検討を重ねた結果、合理的な設計で上記の課題を効果的に改善する本発明の提案に到了。

20

【0008】

本発明は、このような従来の問題に鑑みてなされたものである。上記課題解決のため、本発明は、二重キーリング構造を提供することを主目的とする。キーリング構造は構造が変形することで圧力板構造を形成させ、てこの原理により使用者が簡単に力をかけて挿入口を開くことができる。また。キーをリング体に沿って180度巻回させるのみで挿入可能であり、耐久性を兼ね備えるほか、最高のコストパフォーマンスと利便性を達成させる。

【課題を解決するための手段】

【0009】

上記課題を解決するために、本発明のある態様の二重キーリング構造は、リング体を備える。前記リング体は螺旋状に構成される二層のリング体である。前記リング体は第一端及び第二端を有し、前記第一端及び第二端は前記リング体の上部及び底部に位置されると共に互いに重畠しない。前記リング体は第一押圧部及び第二押圧部を有し、前記第一押圧部及び第二押圧部はリング体に対して反り曲がり、前記第一押圧部及び第二押圧部の位置は互いに対応し合うと共にギャップが形成される。また、前記第一押圧部及び第二押圧部並びに前記第一端及び第二端はリング体1の対応する位置に位置され、前記第一押圧部及び第二押圧部の両側には前記リング体に沿って形成される貼り合わせ箇所に応力点がそれぞれ形成される。これら前記応力点は前記第一押圧部及び第二押圧部が押圧された後に支持させる支持点により、第一端及び第二端が運動されて挿入口が同時に形成され、使用者が装着したいキーを選択して挿入できるようになる。

30

【図面の簡単な説明】

【0010】

【図1】本発明の一実施形態に係る二重キーリング構造を示す外観斜視図である。

【図2】本発明の一実施形態に係る二重キーリング構造を示す組合せ断面図である。

【図3】本発明の操作概略断面図（一）である。

【図4】本発明の操作概略断面図（二）である。

【図5】本発明の他の操作概略傾斜図である。

40

【発明を実施するための形態】

【0011】

以下に図面を参照して、本発明を実施するための形態について、詳細に説明する。なお、本発明は、以下に説明する実施形態に限定されるものではない。

50

【実施例】**【0012】**

本実施例の発明は、図1は本発明の一実施形態に係る二重キーリング構造を示す外観斜視図であり、図2は本発明の一実施形態に係る二重キーリング構造を示す組合せ断面図である。本発明の二重キーリング構造はリング体1を備える。本発明の最も好ましい実施例に係る前記リング体1は二層のリング体であり、前記リング体1は剛性材質で螺旋状に構成される。前記リング体1は第一端11及び第二端12を有し、前記第一端11及び第二端12は前記リング体1の上部及び底部に位置されると共に互いに重畠しない。前記リング体1には第一押圧部13及び第二押圧部14を有し、前記第一押圧部13及び第二押圧部14はリング体1に対して反り曲がり、前記第一押圧部13及び第二押圧部14の位置は互いに対応し合う。第一端11及び第一押圧部13は第一リングに形成される。第二端12及び第二押圧部14は第二リングに形成され、前記第一押圧部13及び第二押圧部14が反り曲がることによりギャップ15が形成される。前記第一押圧部13及び第二押圧部14並びに前記第一端11及び第二端12はリング体1の対応する位置に位置され、リング体1の第一リングの第一押圧部13を超過する部分はリング体1の第二リングの第二押圧部14を超過する部分に緊密に当接される。前記第一押圧部13及び第二押圧部14の両側には前記リング体1に沿って形成される、貼り合わせ箇所に応力点16がそれぞれ形成される。図2の構造の断面図に示されるように、本実施形態では、前記第一押圧部13は第一端11と同一の平面に位置され、前記第二押圧部14は第二端12と同一の平面に位置され、第一端11及び第一押圧部13は第一リングに形成される。第二端12及び第二押圧部14は第二リングに形成される。リング体1はリング体1の長さに沿って均等な厚さ及びほぼ矩形を呈する断面を有する材料で製造され、第一フラット面31及び第二フラット面32はリング体1の長さに沿って第一端11から第二端12まで延伸され、第二フラット面32は第一フラット面31に対応させる。リング体の第一端11及び第二端12がリング体1の中間部17に係合されると、第一端11及び第二端12が両平面21、22に位置されて互いに間隔が空けられ、前記距離はリング体1の厚さに等しくなる。

【0013】

また、図3は本発明の操作概略断面図である。本発明の二重キーリング構造の操作時に、前記第一押圧部13及び第二押圧部14が同時に押圧されて力がかけられると前記ギャップ15に向けて圧縮され、且つ前記変動しない応力点16により支持力が発生し、てこの原理のように第一端11及び第二端12が同時に連動されて外に跳ね起こされ、前記リング体1が異なる角度の挿入口を同時に形成させる。何れか1つのキー100のリング穴101を任意の第一端11または第二端12に形成される挿入口から第一押圧部13の位置まで最大180度の距離を移動させると（即ち、リング体1に沿って半周させる）、キー100が前記リング体1の内部に挿入され、図4の他の操作概略断面図に示されるようになる。本発明のキーリング構造は使用が便利であり、且つ耐久性も兼ね備え、キーを収納及び保管しやすくなる。

【0014】

図5は本発明の他の操作概略傾斜図である。本発明の二重キーリング構造は操作時に、他のキー100の挿入方法を有する。前記キー100が前記ギャップ15内に平行に貫入され、前記リング体1に沿って180度移動を行う。図面中の軌跡の矢印に示されるように、移動過程で前記キー100本体が前記リング体1の二層構造を開いて第一端11または第二端12の位置まで移動されると、本実施例では第一端11の位置に対応させ、前記第一端11が自然と跳ね起された後に前記リング穴101内に貫入され、使用者が操作時に前記第一押圧部13及び第二押圧部14を押圧せずとも第一端11または第二端12が挿入口を形成する。これが本発明の構造設計上の他の特徴である。

【0015】

上述の実施形態は本発明の技術思想及び特徴を説明するためのものにすぎず、当該技術分野を熟知する者に本発明の内容を理解させると共にこれをもって実施させることを目的とし、本発明の特許請求の範囲を限定するものではない。従って、本発明の精神を逸脱せず

に行う各種の同様の効果をもつ改良又は変更は、後述の請求項に含まれるものとする。
当業者に理解されるところである。

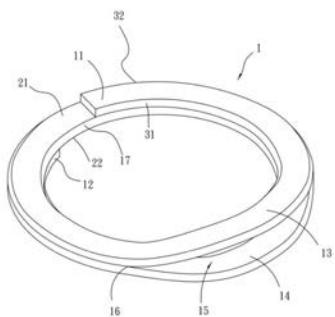
【符号の説明】

【0016】

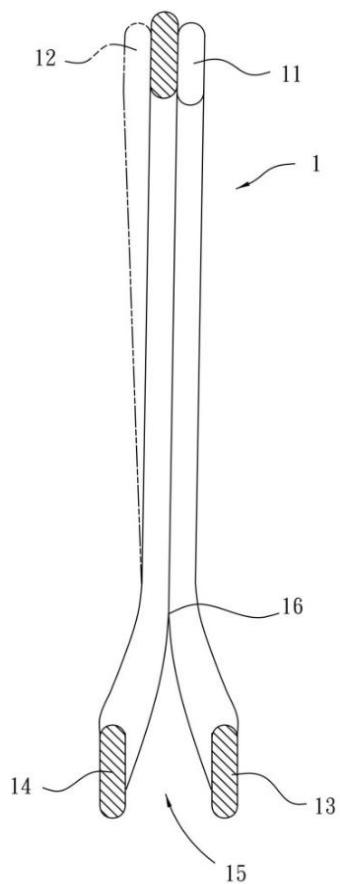
- 1 リング体
- 1 1 第一端
- 1 2 第二端
- 1 3 第一押圧部
- 1 4 第二押圧部
- 1 5 ギャップ
- 1 6 応力点
- 1 7 中間部
- 2 1 平面
- 2 2 平面
- 3 1 第一フラット面
- 3 2 第二フラット面
- 1 0 0 キー
- 1 0 1 リング穴

10

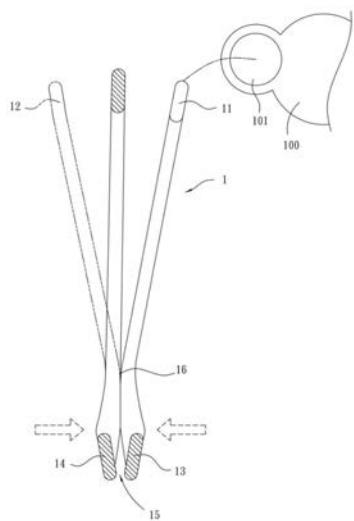
【図1】



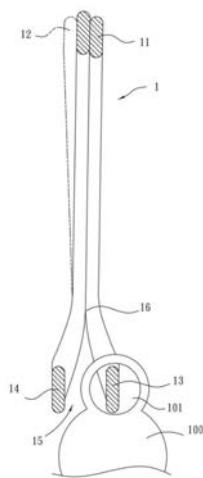
【図2】



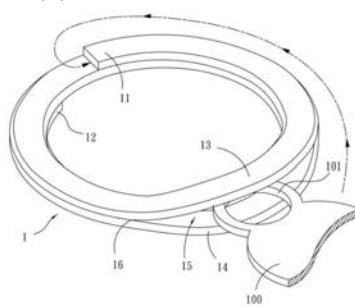
【図3】



【図4】



【図5】



フロントページの続き

(72)発明者 黄紀超
台灣 桃園市 33855 蘆竹區南 カン 路2段42巷8號
Fターム(参考) 3K100 BA08 BE00